


監査報告書

学校法人 武蔵野学院

理事会 御中

平成 26 年 5 月 27 日

監事 高柳清 

監事 石井満 

私たちは、学校法人武蔵野学院の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学院の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び学院の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人武蔵野学院の平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

以上